

政令番号235 臭素酸の水溶性塩

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成26年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					9.3E+2	4.0E+3	4,887.1	4,887.1
12	千葉県					6.7E+0		6.7	6.7
13	東京都								
14	神奈川県					3.0E-1	1.2E+1	12.3	12.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県					1.5E+2		150.0	150.0
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県					1.0E+1	9.0E+1	100.0	100.0
25	滋賀県					1.9E+2	1.4E+3	1,603.5	1,603.5
26	京都府								
27	大阪府		2.2E+1		22.0	2.3E+1	2.9E+1	51.0	73.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						5.9E+3	5,900.0	5,900.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県						6.1E+3	6,132.0	6,132.0
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			2.2E+1		22.0	1.3E+3	1.8E+4	18,842.6	18,864.6

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。